明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔告示〕
○工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第一条ただし書に基づく一区分として扱う試験方法を定める件（経済産業二〇八）　一
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　五三
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、企業年金基金変更関係　二七
地方公共団体
行旅死亡人関係　二八
会社その他
会社決算公告　三三

## 告示

### ○経済産業省告示第二百八号

工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令（平成九年通商産業省令第四号）第一条の規定に基づき、工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第一条ただし書に基づく一区分として扱う試験方法を定める件（平成二十五年経済産業省告示第二百二十六号）の全部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年十月二日

厚生労働省
運輸省
経済産業大臣　小渕　優子

工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第一条ただし書に基づく一区分として扱う試験方法を定める件

工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第一条ただし書に基づく二以上の試験方法であって重要な部分において異ならないものとして経済産業大臣が定める区分は、別表の試験方法の区分の欄（イ）ごとに、それぞれ、同表の日本工業規格（以下「ＪＩＳ」という。）に規定する試験方法の欄（ロ）に掲げる試験方法とする。

別表

| 試験方法の区分(イ) | ＪＩＳに規定する試験方法(ロ) |
|---|---|
| レディーミクストコンクリート試験 | ＪＩＳ　Ａ１１０１ |
| | ＪＩＳ　Ａ１１１６ |
| | ＪＩＳ　Ａ１１１８ |
| | ＪＩＳ　Ａ１１２８ |
| | ＪＩＳ　Ａ１１５０ |
| | ＪＩＳ　Ａ５３０８ |
| 骨材試験 | ＪＩＳ　Ａ１１０２ |
| | ＪＩＳ　Ａ１１０３ |
| | ＪＩＳ　Ａ１１０４ |
| | ＪＩＳ　Ａ１１０５ |
| | ＪＩＳ　Ａ１１０９ |
| | ＪＩＳ　Ａ１１１０ |
| | ＪＩＳ　Ａ１１２１ |
| | ＪＩＳ　Ａ１１２２ |
| | ＪＩＳ　Ａ１１２６ |
| | ＪＩＳ　Ａ１１３４ |
| | ＪＩＳ　Ａ１１３５ |
| | ＪＩＳ　Ａ１１３７ |
| | ＪＩＳ　Ａ１１４１ |
| | ＪＩＳ　Ａ１１４３ |
| | ＪＩＳ　Ａ１１４５ |
| | ＪＩＳ　Ａ１１４６ |
| | ＪＩＳ　Ａ１２０５ |
| | ＪＩＳ　Ａ１８０４ |
| | ＪＩＳ　Ａ５００２ |